

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

社長夫人のパーティードレス

Q：当社は海外との取引が多く、取引先との商談のため夫婦で海外に出張し、出張先でパーティーに出席する機会も多くあります。このパーティーに出席するための妻のドレスを、会社の経費で購入してもよいでしょうか。

A：会社の経費で社長夫人のドレス等を購入した場合には、認定賞与とされます。

【解説】

役員や従業員が法人の業務遂行上の目的から、海外渡航を行うことについて必要な範囲の旅費は、法人の費用として処理することができます。

この場合の業務遂行上必要な旅費とは、法人の業務として渡航する場合の旅費、宿泊費等滞在に要する費用及び渡航に際し必要な支度金が含まれます。

社長夫人が法人の役員や従業員となっていない場合であっても、一定の場合には、同伴者の海外渡航に際して必要な旅費も、その役員等の給与とせず、法人の必要経費として認めることとされています。

しかし、夫人の旅費が法人の必要経費として認められる場合であっても、パーティー等に出席するためのドレス等、「衣食住」に関する費用は本人が自己の負担において揃えるものですから、それを法人の費用として処理することはできません。

なお、海外旅費規定で支度金を支給する定めがある場合には、社長の海外出張の支度金として支給し、その金額からドレスを購入すれば、支度金は損金として処理できます。

